



Title	sister's daughter婚ノート
Author(s)	甲田, 和衛
Citation	年報人間科学. 1980, 1, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/4768">https://doi.org/10.18910/4768</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# sister's daughter婚ハーメ

田田和衛

Quand fallait-il voir l'Inde à quelle époque l'é letude  
des sauvages bresiliens pouvait-elle apporter la satis-  
faction la plus pure, le faire connatre sous la forme la  
moins altérée?

Levi-Strauss, *Tristes tropiques*.

せんせ

「ハヌカ村落」〔甲田 1972, 135~155〕を公表した。前者ではND婚  
を含む「50年代の文献」McCormack (1958) & Dumont (1953,  
1957) による「Dravidian kinship terminology」を含む研究  
小史を、後者ではactual kinship = 父母 = 子孫 = ...  
婚とそれが近親婚の一つの翻訳について問題を扱った。

私がND (sister's daughter) 婚にてマールド・サシナム遭遇し  
たのは、'66年、Mysore である。アドリ Srinivas (1942) によれば、  
ND婚を頭に描いていたが、ND婚の系譜作成の作業は、ある驚  
異を伴っていた。暑さは凌げ、飢えには耐えられても、熱だけは  
癒しがたいと体験したのみの時の」とである。その暑さも、通説  
を介しての直接の疲れも忘れ、何度も系譜図の描き直しに没頭、完  
成した時に、南イヘンの二月の爽やかな朝の興奮は、こもれ忘れが  
た。翻'67年、Guntur 調査を経て、「Canarese 村落における sister's  
daughter marriage」〔甲田 1972, 111~133〕と「Andhra Pradesh の  
Hindu Marriage Act」における他の近親のマリッジ、ND婚について

種の第 1 ハーフの婚姻を禁止する。しかし、この文に但し書きあるべく、”……, unless the custom or usage governing each of them [the parties] permits of a marriage between the two.” 私は「イハラ家族立法発展年表」(三木、1966, 174~178) を見て浮くながら、法社会学者は、いわゆる “custom” が、何に橋かけてくるのだろうか、と感概じてゐるやうだ。

ソシエート法社会学者にかかると、遺伝生物学 Sanghvi (1966) が、Andhra Pradesh の muslim community は、cross-cousin 婚のみがみこだわれぬを、<sup>1</sup> その上、マハーリマハーリー。<sup>2</sup> “The local custom of consanguineous marriage in Andhra Pradesh had deeper roots than could be modified by the religious influence that came there at a later stage” (312)。すなへて custom は宗教の影響を越へる。アーユルヴェーダ、スラバヤナなどでは、<sup>3</sup> やれひはははへ “Aryan-Brahman” 遷史の女は、古くは Slater (1924) から最近では Ghurye (1972) による主張がなされる。やれひはははへ “Aryan-Dravidian Dichotomy” として、種々な社会的制約の残存、あるいは kinship exogamy と clan exogamy による強烈的な解釈を生む、Held (1935) は Hindustan と Deccan の mythical division を指しながら、南北へんの社会組織の差異を指摘する結果に終わる。ソシエート婚は幼児婚と區別すべき Minotaur (Rathbone 1934) などがあつた。

ソシエート婚をよくむかねる oblique marriage は、ほかに EN, MN などしてソシエート婚があり、これら 4 種類の婚姻事例は、なお現在も

みこだれてゐる。Murdock (1949) は Table 80 を 1 表げてゐるだけで充分である。いわゆる oblique marriage のうち、EN と MN の性関係が禁止され、MN と ND の性関係が許されてしまう——禁止されてゐない、ムカル 18 の記述はよく知られてゐる。カタヤ人はその姫との婚姻が自由であり、その婚姻は称赞されぬくやうに思はれていた。しかし、EN と MN の婚姻の禁止についての、カンタベリー大司教公会報告 (Report, 1940) で、そのより詳説である。“Respect for age is a stronger determinant of these Levitical prohibitions, and stronger still is the necessity of obedience of a wife to a husband. Thus a man may marry his niece, because an uncle he could claim respect and sometimes obedience from her and husband he claims reverence and constant obedience. But a man may not marry his aunt, because she has a right to respect from him as belonging to the older generation which is incompatible with the subservience she ought to show as his wife.” (25) EN と MN 婚の禁止には、年令や上の年代ぐらの尊敬が作用してゐるだけ。しかし EN と ND 婚の禁止の強化には、宗教改革を経て、cousin 婚の許容という条件が働いているのもまた歴史のしるやうおりである。

私もひは、いわゆる 4 種の oblique marriage のうち、MN と ND 婚が禁止され、ND と MN 婚が残存し、ふつて私のトライアルとしてある南イランの ND 婚が、おもに一般に選好されてゐる、ところ歴史をあきらかにやるといふのがやめだらうか。uncle-niece 婚は、

1850年にわゝカトリックのroyal marriage と、それに近い intra-kin marriage は現代のロハシノにも見こだされるのである [Firth, et al, 1969, 192]。

### 歴史的再構成

わが国では、「近年になって諸地方、特に東北地方には、叔父姪添の例が見られ〔柳田 1951, 168〕」、「……明治の初めの頃では、大阪府の河内や和泉にも伯父と姪との結婚がありおりあつて、それをサシアタリと呼んでいた…………」〔大間知 1967, 70〕。しかしながらだけの記述では、BNとNDの区別はあやふかでない。近時公刊された「伯叔父母と甥姪関係の婚姻」〔堀内 1973〕事例8は、うち4が別紙を欠き不明であるが、残り4は、eBD (elder) 婚とeZD (elder) 婚である〔69—72〕。すべて「……如何ナル事情アルモ叔姪結婚ハ公認スルキモノニアラストスル……」〔71〕明治7～30年までの公式文書である。ちよつと[11]宅〔1890〕によつて、日本古代婚姻が、「……今日ヨリ云くバ甚陋醜ナル風俗……其ノ婚姻ノコトニ閥スルモノニ就テハあくれなん、えんしーたんとすたでーいす、あくろあの社会学、及ビラボッく、たいらあ等ノ著書ヲ見ルベシ、此編ニ舉ゲタル諸風俗ハ皆外国ニモ例多キコトニシテ決シテ我が國ニノミ限リタル醜俗リトガルナニ」〔122〕と謂はれていた時期の、いふである。

1) Lubbock, Taylor, Spencer のうち、「あくれなん」は、McLennan & Studies in Ancient History Comprising a Reprint of Primitive Marriage, 1886 を指してゐるにあやふかである。

「マイクトーリア科学」ぐる歴史の専門の一編集トリビュート文は、はなはだ興味深いが、私どもはむしろ、いの McLennan流の“conceptual history”的歴史的再構成を、改めて考えなおす必要がある。さればなか。なぜなら、marriage capture と云ふの Lubbock と female infanticide との間に Spencer と、それぞれの McLennan 批判はしづかくおこる。McLennan として今日たんなる exogamy/exogamy の問題者にあふるかじるかじるである。

の内実が問題であり、やがてそれが時間的に先行するかが問題の焦点である。たゞおこ McLennan は series of phenomena の分析として、“The less advanced of portions of mankind” と、exogamy pure かく endogamy pure が tribal system に並列した〔McLennan, 1865, rep. 1970, 59〕。Morgan は云ふ。“Mr. McLennan found the clan, thum, division, “exogamous”, and the aggregate of clan, thum, division, “endogamous”, but he says nothing about the “endogamy”〔Morgan 1877, rep. 1964, 435〕。McLennan の tribal system が、caste approach to caste である。なぜ caste が、tribal である。私どもは、caste が endogamous であるから、なから exogamous division である。extended kin である。これがへゆるに、いふべし McLennan の tribal system は、必ずしも示族的である。Morgan と McLennan との間の“endogamy/exogamy” finally gets the better of “exogamy” as an influence for

progress." [435] も、McLennan の結論、「The order of social development, in our view, is then, that the tribe stands first; the gens or house next; and last of all, the family.」[111] を抜けなければならないからである。McLennan の位置の逆転こそ私にとっては望ましい。なぜなら、caste & sub-caste 化の「ロセスの歴史的再構成は不可能と考へるのみならぬ」ならば、McLennan のよべり tribe, gens, family の順序で考へたのはなんらか、どうか保証はなきからである。Morgan がつねに McLennan にたどりて "facts" について overtrump であったにちがひない [Marett 1936, 180] とするよりと関係しない。

この歴史的再構成をアイヌの婚姻事例から考えてみよう。アイヌにオシ・メイ婚がおこなわれていたことは、古くから知られてくる。

(1) 姉は父方の叔母との結婚は許されるが、母方の叔母との結婚は禁止されている。(2) 姪は父方の叔父との結婚を許されるが、母方の叔父との結婚は禁止されている。「〔杉浦 1951, 208〕つまり EN と BD 婚は許されるが、MN と ND 婚は禁止される」と杉浦は指摘した。そして、「結婚を禁止された人々……」それを拡大すれば母系 lineage にならぬ」、「もし歴史的な研究が出来たら、母系 lineage の存在が一層明確になつたかも知れない。」[210] と述懐する。しかし名取調査〔名取 1943〕では、MZ 婚は禁止されるが、EN、BD、そして ND 婚が許されており、布村調査〔布村 1960〕では、ND 婚は「やれるはずだが実例をしらない」[9] と確認されてくる。ND 婚が許容されたかどうかは、杉浦の母系 lineage によって決定的である。そして名取の「沙流川筋通婚表」は貴重なデータではあるが、

意味不明であり、すでに今後の表の再構成の機会はあってそつむない。「叔父・姪の結婚はやむにあつて」〔瀬川 1972, 64〕ところ、「アイヌの婚姻」の再構成は容易なことではなし。

かりに個々の民族誌のデータがより正確なものであつたとして Murdock 流の統計的技法によつて、歴史的再構成を試みるといふは無意味である。歴史的再構成とは、先行する社会から survivals' あるいは一つの社会組織の他への転換を説明しようとするものである。ND 婚はたしかに MB D 婚と関係する、なぜなら、McCor- mack [1958] 以来、Moore [1963], Lave [1966], Rivière [1966], 甲田 [1972] も、ND 婚が世代を重ねて継続すれば、ND = ZND = EN N 的 M = EN B S D = ……となるからである。ただし、この ZD exchange は極端なばあい、MMBDD = ENDDD となる [Hiatt 1965, 41]。これが一つのルールであることはいいがたい。だからこそ、ここで、ND 婚とMBD 婚を切離して、南インドの婚姻のうち、わいとも一般的な重要なタイプは cross-cousin 婚であり、ついで ND 婚である [Banerjee, 1966, 84-85] ところ、いふむだやない。ND 婚は母系制の survivals' あるいは母系制から父系制への転換によつて説明できるだらうか。

## locality

日本古代の「こわゆる近親結婚と母系的族外婚」を分析して、洞はつきのように結論する。「これらの規制で一見奇異に感ずる」とは、兄弟姉妹・叔伯姪間の婚姻が、同母・異母・母方・父方を問わ

『禁忌となつていないことである。……津田博士の言われる」とく、『父方の近親と結婚することが普通であつた母系時代の慣習が残つてゐるところへ、母方の近親と結婚し得る父系時代の新習慣も行われて、其二つが共存し、終にそれが混同し』(津田左右吉「古事記及び日本書記の新研究」316)でしまつたものであろう。……父系制が一般化したのは大化改新以後のことである。しかも、それによつて父系的族外婚の規制は発生しなかつた。かくて母系・父系を問はず、近親間の婚姻は禁忌されなくなつてしまつたわけである。〔洞、1959, 262—3〕

日本に族外婚も近親婚禁忌の規制も欠いていることを云々する資格は私にない。ただ一例のみとりあげたい。洞によつて「母権社会があつたと考える方がよい」という考え方には「変わつてゐる」(有賀、1968, 4)有賀の立場である。「母系制を確証する資料はなく、父系制の方がはるかに確實であるから、……上代のよばいも、母系制とそれに伴う招婚婚との存在が証明できないとすれば、それは近世の意味の智入りと同じ意味を持つ風俗であると見る方がより確実である。しかしこれは証明されねばならない。」(25)この証明が問題である。有賀の婚姻史のエッセイズは、「そこで親方取婚をよく見るなら、……それゆえこれにはヨバイ婚が未分化の形で含まれていた。これはその基盤が村内婚であったからであるが、凝集した形の村内婚であることが、親方取婚に現われていた。それゆえこの凝集した形が同族間の変化によつて解けて来ると、それは智入婚の成立する地盤に転換したのである。」(325)にあると思つ。

有賀の婚姻類型、凝集した形の村内婚と親方取婚、村内婚と智取婚、村外婚と嫁取婚という三類型は相互規定し、相互転換の可能性をもつ。ただしこの相互転換は「一民族文化圏内」に限られ「*i*」の限度外においては（すなわち他の民族文化圏に対しても）諸類型の相互転換の互能性はない。」(355)。有賀の類型論は、たとえ「かくて現実の社会関係は典型と類型との相互媒介において存在する」(356)としても、〔Conklin (1964, 41) の人類学における“type”的使用の〕*i*) 多義性*i*) paragon, ii) attribute combination(typology), iii) taxon(paradigm)を明確にしてはならない。Conklin からすれば、有賀の類型は、typology や paradigm でもなく、key に過ぎないといふこと)ができる。(2) これらに凝集した形の村内婚と、凝集していない、村内婚と、そして村外婚、いずれもなにほどの近親婚をふくむはずである。一つの村内婚と村外婚における近親婚の率の変化は、「同族間の変化」によつて影響をうけるのか、あるいは逆に「同族間の変化」が近親婚の率を規定するのか、いずれにせよ、それは「証明されなければならない」とことではないだろうか。

ここではとくに(2)を問題とした。なぜならば私のとりあげているZD婚は、第一にカースト、細分化された村の sub-caste においても、それは endogamous のゆゑに、村内婚・村外婚から自由である。そして第二に、ZD婚それ自身、近親婚ではあるが preferred marriage であるからである。まずZD婚の率である。Guntur (甲田、1972, 145) で近親婚のうちZD婚は二一・一%、Godavari (甲田、報告書準備中) で一九・八%、ほぼ全近親婚のうち一〇%がZD婚である。

ノハドニ婚をアーローチするかによへて一分される。エンド $=\Sigma BD=END$ のD=……が、あることはEND ≠ ENDである。第一の立場にだへて、ND=END=……婚のND婚全体からの率をみれば、Gunter [149] や川田・五郎、Gadavari も11・10%である。このアーローチを進むるにいは、初婚年令、出生死亡率、年令別婚姻率、夫婦の年令差などによる人口動的 simulation ハードによるものにない。しかるにトアーローチせ、Gilbert & Hammel [1966]、Hammel & Hutchinson [1974] のもへにND婚は taboo として取扱われ、あたかースト別集団、あるはカーベルゼもいつ考へるかと云う大変な困難にさらがれる。

ノの人口学的アーローチに先立へて、Burkhart [1978] はなんにせんの婚の率それ自体のデータ収集の可説性を問題とする。terminological kin の問題を除くことなく、Burkhart は系譜的方法の限界、系譜収集のばあに同一の深れぬ……ND婚の一世代にわたる oblique marriage の世代の定義を加へ——疑問もせぬをねたこと指摘す。[185]。この指摘は正し。しかし Burkhart は、preferred marriage と intravillage marriage は関係しない（ただし、ノン-Brahman group が対象村落）といふか、南インド村落における caste dominance と structural base との "local circle" を提唱する。たしかに Karve [1965] は endogamous circles ねどり "clan"、アルミニウム Yalman [1967] は "micro-caste" ともいふべきである。しかし preferred marriage と intravillage marriage もまた、純粋なND婚の問題があつた。Gunter [1962] はざれこ闇係があつ、純の Guntur

は非 non-Brahman とは関係があつが、Brahman group は関係しない。K. S. Godavari も非 non-Brahman のみ村内婚と関係がある。Burkhart は "relevant locality" の強調はなお今後の課題である。

ND婚の第一のアーローチにせんND ≠ END、Rao [1973] がある。ND=menakodalu と END=maradalu は、二つの異なる parallel と cross と relative やおつ、二つに異なつた世代のきんじ、ND婚とEND婚が並存するにせば、rank の問題であり、low ranking lineage はND 'high ranking lineage はENDの婚姻をするからである。と指摘す。ノハドはカーベルゼ ranking が入へても、ノハドND ≠ END は指摘は重要である。ただし、これは parallel と cross と kin と分類の前と、terminological と actual と kin とされ、固有の Dravidian kinship terminology の問題が残されてゐる。

ND=END=……にせん、ND ≠ END にせん、これが "locality" の問題だ。純の type marriage の説明は clan を指使した Radcliffe-Brown [1930] も既に起らせる。なぜならせ、ND=END はあたゞ "local circle" で、1 つ core として、権力をもつて unit fiction としての kinship である。ND ≠ END は local culture の問題である。Radcliffe-Brown が後に [1952] taboo を扱ひて、儀礼的行動の研究は、ヘンリッヘルと意味の歴史に終り、その後を測るかはやう。しかし、ritual purity, ultimate origin of purity, pure women が規定したとく、せんじての Yalman [1967]

◎ 姉妹の可否論である。“Thus,a sister's daughter marriage,far from being antithetical to cross-cousin marriage,appears as a superb logical extention of the principles inherent in cross-cousin marriage.” [351]° 婦女が母系のsurvivals であるから、現状では、  
symbol system の研究を避けて済むまい。しかし、この問題は、今へ  
ルのcomputer simulation による現状可否論にて、一つを取集めねばなら  
ぬ。現状を以てしては、現在のところは、(1) Brahman が preferred marriage であるが、  
non-Brahman が non-Brahman が妻が高齢である内婚である。  
（2） locality group としての non-Brahman が、權力をもつて、  
Majumdar [1926] の “pseudo-Rajput” と Srinivas [1952] の  
「擬似姓」として “pseudo-Brahmanization” であるとする。  
だらべ。

## 二 用文體

- 相賀惣左衛門 1968 「姫姫・弟側」 撰集 VI  
 Banerjee,B. 1966 Marriage and Kinship of the Gangadikara  
 Vokkaligas of Mysore.  
 Beck, B. E. F. 1972 Peasant Society in Konku.  
 Burkhardt, G. 1978 Marriage Alliance and the Local Circle among  
 some Udayars of South India, in American Studies in an Anthro-  
 pology of India, ed. by S. Vatuk, 173 - 210  
 Carter, A. T. 1974 A Comparative Analysis of Kinship and  
 Marriage in South Asia, Proceedings of RAI for 1973, 29 - 54.

- Conklin, H. C. 1964 Ethnogenealogical Method, in Explorations  
 in Cultural Anthropology, ed. by W. H. Goedenough, 25 - 55.  
 Dumont, L. 1953 The Dravidian Kinship Terminology as an  
 Expression of Marriage, Man 54, 34 - 39.  
 Dumont, L. 1975 Hierarchy and Marriage Alliance in South  
 Indian Kinship, RAI Occasional Papers, No.12.  
 Epstein, T. S. Economic Development and Social Change in  
 South India.  
 Firth, R. et al. 1969 Families and their Relatives.  
 Ghurye, G. S. 1972 Two Brahmanical Institutions, Gotra and  
 Charna.  
 Gilbert, J. P. & E. A. Hammel 1966 Computer Analysis of  
 Problems in Kinship and Social Structure, AA. 68, 71 - 93.  
 Hammel, E. A. & D. Hutchinson 1974 Two Tests of Computer  
 Micro-simulation: The Effect of an Incest Tabu on Population  
 Viability, and The Effect of Age Differences between Spouses on  
 the Skewing of Consanguineal Relationships between Them, in  
 Computer Simulation in Human Population Studies, ed. by B.  
 Duke & J. W. MacCleuer, 1 - 14.  
 Held, G. J. 1935 The Mahābhārata, an Ethnological Study.  
 Hiatt, L. R. 1965 Kinship and Conflict.  
 畠山 錠雄 1959 「日本母權制社会の成立」 新版  
 婦女 婦 (編) 1973 「母治淫穢専大全」 第一巻「姫姫譜」。  
 Karve, I. 1953 Kinship Organization in India.  
 Koda, K. & M. K. Rao 1977 Marriage Regulations in South  
 India-Cultivator, Fisherman & Tribe of Andhra Pradesh. (mineo-  
 graphed)

- 畠田和衛 1978 「カーネル論序説」今西龍司著「古代民族記念録集」  
「社會文化人類學」7-21
- 黒木川盛 1966 「姫婿法の近代化」
- Lave, J. C. 1966 A Formal Analysis of Preferential Marriage  
with the Sister's Daughter, *Man*, 1, 184-200
- Majumdar, D. N. 1926 Pseudo-Rajputs, *Man in India*, vi, 155-173
- Marett, R. R. 1936 *Tylor*.
- McCormack, W. 1958 Sister's Daughter Marriage in a Mysore  
Village, *Man in India* xxxviii, 34-48
- McLennan, J. F. 1970 Primitive Marriage (1st ed. 1865)
- 〔前半部〕1890 「四長七短姫婿法略述」東洋人類学講義V, 44,  
9-17, 46, 65-71, 47, 117-122.
- Moore, S. F. 1963 Oblique and Asymmetrical Cross-Cousin  
Marriage and Crow Omaha Terminology, *AA*, XLV, 296-311.
- Morgan, L. H. 1964 Ancient Society (1st ed. 1877).
- Murdock, G. P. 1949 Social Structure.  
外國試証 1943 「父族三筋と女家紋と婚姻」民族学研究  
新1, 1-11.
- 布井一夫 1960 「妻々の縁婚—異母子婚と分組織」民族学研究  
XXIV, 234-248
- 大間景鏡 1967 「姫婿の民族学」
- Radcliffe-Brown, A. R. 1930 The Social Organization of Australian Tribes, Oceania Monograph, No.1.
- Radcliffe-Brown, A. R. 1952 Structure and Function in Primitive Society.
- Rathbone, E. F. 1934 Child Marriage: The Indian Minotaur.
- The Report of a Commission appointed by His Grace the Archbishop of Canterbury 1940 Kindred and Affinity as Impediments  
to Marriage.
- Rivers, W. H. R. 1907 The Marriage of Cousins in India, *Journal of the Royal Asiatic Society*, 611-640.
- Rivière, P. G. 1966 Oblique Discontinuous Exchange: A New  
Formal Type of Prescriptive Alliance, *AA*, XLVIII, 738-740.
- Sanghvi, L. D. 1966 Genetic Adaptation in Man, in *The Biology  
of Human Adaptability*, ed. by Baker, P. T., Weiner, J. S., 305-328.
- 瀧三樹子 1972 「父族と母族」
- Slater 1924 The Dravidian Element in Indian Culture.
- Srinivas, M. N. 1942 Marriage and Family in Mysore.
- Srinivas, M. N. 1952 Religion and Society among the Coorgs of  
South India.
- 杉浦健一 1951 「父族と母族と親族組織」・此族学研究 XVI, 187-212
- Yatman, N. 1967 Under the Bo Tree.
- 畠田龍司(譯) 1951 「印度新詩集」